



資料編

1 災害対策基本法（抜粋）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係わる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他の市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条（省略）

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二 （省略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十八 （省略）

2 自主防災組織規約（例）—重複型の組織を例としたもの

〇〇町自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇町内会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。



(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災活動の普及啓発
- (2) 地震等による被害を防ぐための活動
- (3) 地震等の発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 防災資機材等の整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、〇〇町内会に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 若干名
- (4) 監事 1名

2 会長は町内会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。

3 役員は任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を主宰し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は防災各班の長として、班の運営にあたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

2 総会及び役員会は会長が召集し、議長となる。

3 総会は全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 活動計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事

5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会への議案の提出
- (2) 総会の議決事項の実施
- (3) その他、役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震などの発生時における本会の組織編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、防災資機材等の備蓄及び管理に関する事
- (5) その他必要な事項

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、町内会会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、会長が定める。

附則 この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。